

平成20年11月7日
消 防 庁

市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果

平成17年3月30日の中央防災会議において、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告がなされ、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）が示されました。

本ガイドラインにおいては、「情報伝達体制の整備」、「災害時要援護者情報の共有」、「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」等を課題として挙げ、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画の策定等の取組を市町村に要請しているところです。

このことを踏まえ、消防庁では、昨年に引き続き、全国1,816市町村を対象に平成20年3月31日現在の災害時要援護者の避難支援対策への取組状況を調査いたしました。今般、調査結果を取りまとめましたので公表します。

<添付資料>

市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果



(問い合わせ先)

総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課
藤田、嶋田、甫出

電 話 03-5253-7525

F A X 03-5253-7535

E-mail k.hode@soumu.go.jp

<調査結果のポイント>

1 全体計画の策定状況

- ・平成19年度末時点では、全団体の13.2%が策定済み
(平成18年度末時点11.2%)
- ・策定に着手している団体を含めると、全団体の半数を超える(56.1%)

災害時要援護者の避難支援対策は、最終的には、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が連携のうえ、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等の具体的な避難支援計画（個別計画）を策定することを目指しています。

国は、こうした災害時要援護者の避難支援対策を進めるため、都道府県を通じ、全国の市町村に対し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集や、行政外の関係機関等を含めた情報共有を実施するための方法のほか、避難支援の対象者の範囲や自助・共助・公助の役割分担、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「全体計画」を定めるよう要請しています。

昨年度の調査（平成18年度末時点）では、204団体（11.2%）が策定済みとなっていましたが、今回の調査（平成19年度末時点）では、239団体（13.2%）が策定済みとなっており、35団体の増加に留まっています。

しかしながら、今後については、平成21年度までに策定を予定する団体と現在策定について検討中の団体を合わせると、全団体の半数を超えています（56.1%）。

※災害時要援護者：高齢者や障害者など、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の行動に支援を要する者

2 災害時要援護者名簿、リスト等の作成

- ・全団体の2/3が災害時要援護者名簿、リスト等の作成に着手済み
- ・福祉関係部局が主体となって作成するケースが多い（着手済み団体の8割弱）

市町村は、個別計画を作成するための前提として、災害時要援護者についての情報を把握し、災害時要援護者名簿、リスト等を作成する必要がありますが、今回の調査により、全団体の約2/3がこうした災害時要援護者名簿、リスト等の作成に着手済みであることが明らかになりました。

また、災害時要援護者名簿、リスト等の作成は、福祉関係部局が主体となって行うケースが多いことも明らかになっています（作成に着手済みの団体の8割弱において、福祉関係部局が主体となっています。）。

3 災害時要援護者情報の収集・共有の方法

・情報の収集・共有は、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式を併用する市町村が多い。

災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集の手段として、また、災害時に要援護者を支援する自主防災組織など、行政外の関係機関等を含めた情報共有を実施し、個別計画を策定するための手段として、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3つの方式があります。

※関係機関共有方式：個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人の同意を得ずに、平常時から関係機関等の間で情報を共有する方式

※同意方式：要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式

※手上げ方式：要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式

市町村は、これら3つの方式について、単独又は組み合わせにより、情報の収集・共有を実施しています。

今回の調査により、最も多くの市町村が採用している方法は、3方式を併用する方法でしたが、2番目に多かったのは同意方式と手上げ方式を併用する方法、3番目に多かったのも関係機関共有方式と同意方式を併用する方法であり、傾向としては、3つの方式のいずれかを単独で用いるというよりは、適宜組み合わせで情報の収集・共有を行っていると言えます。

＜災害時要援護者情報の収集・共有方法＞

第1位	3方式を併用	204 団体 (19.3%)
第2位	同意方式と手上げ方式を併用	202 団体 (19.1%)
第3位	関係機関共有方式と同意方式を併用	173 団体 (16.4%)
※	情報の収集・共有の方法を決めている団体	1,056 団体 (100%)

4 個別計画の策定状況

- ・ 平成 19 年度末時点では、全団体の 7.6%が策定済み
(平成 18 年度末時点 3.9%)
- ・ 策定に着手している団体を含めると、全団体の 1/3 強 (35.6%)

個別計画は、一部策定の場合を含め、昨年度の調査（平成 18 年度末時点）では、72 団体（3.9%）が策定済みとなっていました。今回の調査（平成 19 年度末時点）では 138 団体（7.6%）が策定済みとなっており、ほぼ倍増しています。

また、平成 21 年度までに策定を予定する団体等、策定に着手している団体を合わせると、全団体の 1/3 強（35.6%）となっています。

市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況調査結果

調査項目：市町村における災害時要援護者の避難支援対策への取組状況
(平成 20 年 3 月 31 日現在)

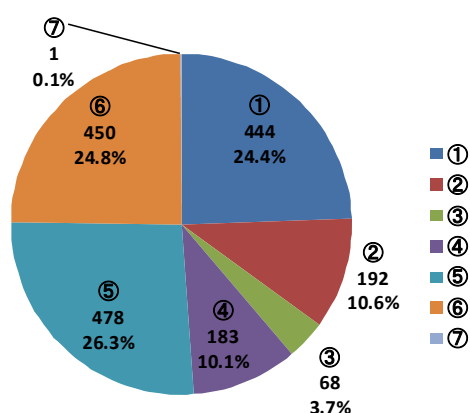
調査団体：全国 1,816 団体

- ※ 以下に参考として掲載した昨年度調査の数字は、平成 19 年 3 月 31 日現在の数字。
- ※ 昨年度調査と今年度調査（本調査）は、設問内容が異なることに留意が必要。
- ※ 昨年度調査は全国 1,827 団体を対象としているが、本調査の調査時点では市町村合併により調査団体数が若干減少している（11 団体減）。
- ※ 「その他」は、あらかじめ用意した選択肢に該当しないケースがあったため、追加したもの。

問 1 検討委員会等の設置について

災害時要援護者対策について、防災関係部局、福祉関係部局、避難支援プラン策定関係部局・関係機関等からなる検討委員会等（定期的な協議の場）を設置していますか。

- ① 平成19年度までに設置済み（過去に設置していた場合も含む）
- ② 平成20年度に設置予定
- ③ 平成21年度までに設置予定
- ④ 現在設置について検討中
- ⑤ 今後設置について検討予定
- ⑥ 未定
- ⑦ その他



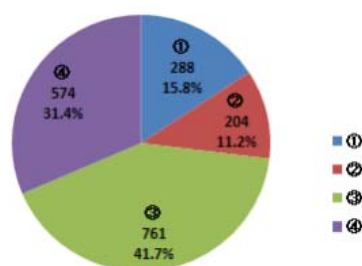
○昨年度調査では、平成 18 年度末までに設置済みの団体は 288 団体（15.8 %）であったが、本調査では、平成 19 年度末までに設置済みの団体数は 444 団体（24.4 %）となっており、大幅に増加している。

しかし、「②平成 20 年度に設置予定」又は「③平成 21 年度までに設置予定」としている団体を合わせても、全体の 4 割にも満たない状況であり（704 団体・38.7 %）、「⑤今後設置について検討予定」又は「⑥未定」としている団体は計 928 団体と、半数を超えている（51.1 %）。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問 1 災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局若しくは避難支援プラン策定関係部局・関係機関等からなる検討委員会等（定期的な協議の場）を設置しているか。

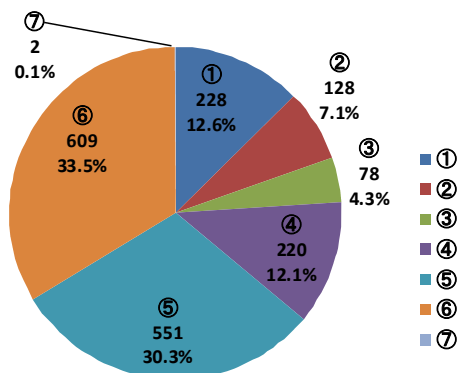
- ① 設置している
- ② 年度内に設置予定
- ③ 今後 2 年以内に設置を検討
- ④ 設置予定なし



問2 災害時要援護者支援班について

平常時から防災関係部局と福祉関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして「災害時要援護者支援班」等を設置していますか。

- ① 平成19年度までに設置済み（実質的に問1の検討委員会等が兼ねている場合も含む）
- ② 平成20年度に設置予定
- ③ 平成21年度までに設置予定
- ④ 現在設置について検討中
- ⑤ 今後設置について検討予定
- ⑥ 未定
- ⑦ その他



○昨年度調査では、平成18年度末までに設置済みの団体は177団体（9.7%）であったが、本調査では、平成19年度末までに設置済みの団体数は228団体（12.6%）と、51団体増に留まっている。

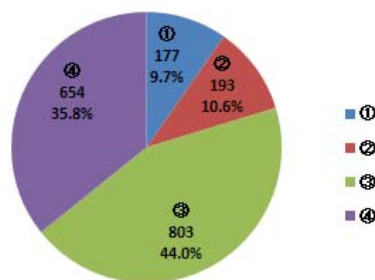
その一方で、「⑤今後設置について検討予定」又は「⑥未定」としている団体数は1,160団体（63.8%）にも及んでいる。

しかしながら、「③今後2年以内に設置を検討」又は「④設置予定なし」としている団体が1,457団体（79.8%）もあった昨年度調査に比べれば、「③平成21年度までに設置予定」又は「④現在設置について検討中」としている団体が計298団体（16.4%）あることから、前向きに施策を推進し始めている団体は確実に増加している。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問2 平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして「要援護者支援班」などを設置しているか。

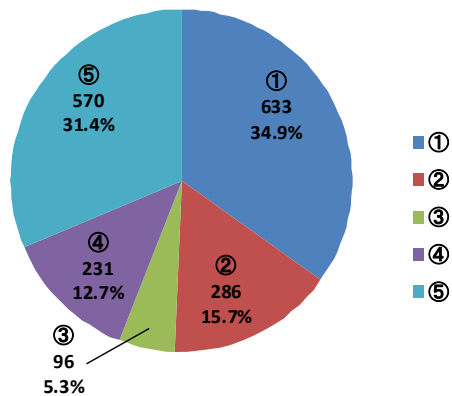
- ① 設置している（実質的に上記検討委員会が兼ねている場合も含む）
- ② 年度内に設置予定
- ③ 今後2年以内に設置を検討
- ④ 設置予定なし



問3 災害時要援護者の範囲について

避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する災害時要援護者の範囲を定めていますか。

- ① 平成19年度までに策定済み（枠組みを作らず、希望制としている場合も含む）
- ② 平成20年度に策定予定
- ③ 平成21年度までに策定予定
- ④ 現在策定について検討中
- ⑤ 今後策定について検討予定



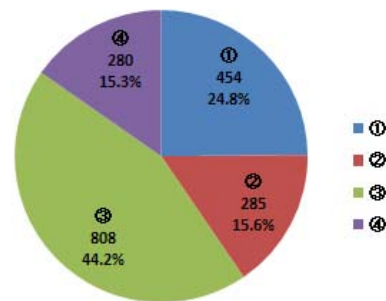
○昨年度調査では、平成18年度末までに策定済みの団体は454団体（24.8%）であったが、本調査では、平成19年度末までに策定済みの団体数は633団体（34.9%）と大幅に増加しており、「②平成20年度に策定予定」の286団体（15.7%）を合わせれば、今年度中に半数を超える919団体（50.6%）で策定される見込みである。

しかし、「⑤今後策定について検討予定」としている団体も570団体（31.4%）あり、これらの団体における積極的な取組の推進が望まれる。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問3 避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているか。

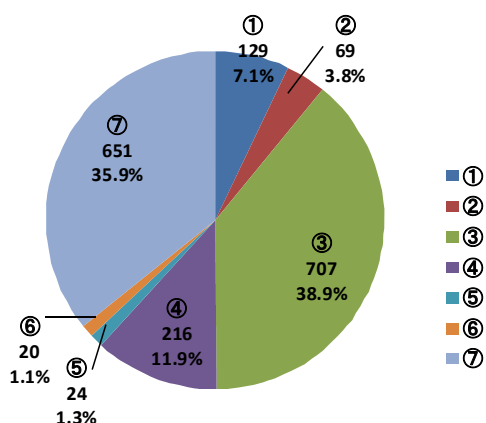
- ① 定めている（枠組みを作らず、希望制としている場合も含む）
- ② 年度内に定める予定
- ③ 今後2年以内に定めることを検討する予定
- ④ 定める予定なし



問4 災害時要援護者名簿、リスト等の把握・作成について（行政内部での作成・共有）

災害時要援護者名簿、リスト等は、下記のいずれの部局が主となって、どの程度まで把握・作成していますか。

- ① 防災関係部局・管内全域
- ② 防災関係部局・管内一部（モデル地区、作成中等）
- ③ 福祉関係部局・管内全域
- ④ 福祉関係部局・管内一部（モデル地区、作成中等）
- ⑤ その他の部局・管内全域
- ⑥ その他の部局・管内一部（モデル地区、作成中等）
- ⑦ いずれの部局も作成していない



○災害時要援護者名簿、リスト等の把握・作成の主体については、防災関係部局：198団体、福祉関係部局：923団体となっており、名簿の作成に着手済みの1,165団体の8割弱（79.2%）において、福祉関係部局が主体となっている。

これは、福祉関係部局が災害時要援護者の情報を普段の行政活動により入手する立場にあることに由来するものと推定される。

また、管内全域の名簿を作成している団体は、860団体と全団体の約半数（47.4%）を占め、一部を作成している団体を含める

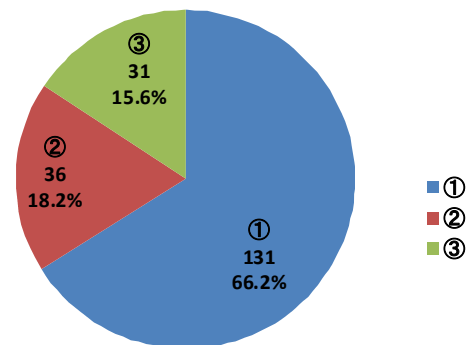
と、全団体の約 2/3（1,165 団体・64.1 %）において、その作成に着手していると言える。

しかし、「⑦いずれの部局も作成していない」としている団体も 651 団体（35.9 %）あり、これらの団体における積極的な取組の推進が望まれる。

問 4－1 防災関係部局で把握・作成している場合

設問 4 で①又は②と回答した地方公共団体に伺います。災害時要援護者名簿、リスト等について、行政内部で福祉関係部局やその他の部局と情報を共有していますか。

- ① 共有している
- ② 災害発生時（直前も含む）に情報を提供
- ③ 防災関係部局のみで把握・作成したまま、共有はしない



○防災関係部局が主体となって災害時要援護者名簿、リスト等を把握・作成している 198 団体のうち、福祉関係部局やその他の部局と情報を共有している団体は 131 団体（66.2 %）あり、約 2/3 の団体が平時から行政内部での共有を進めている。

防災関係部局では、もともとすべての情報を単独で入手することは難しく、福祉関係部局からの情報提供を前提として作業を進めるケースも多いものと推定されるので、後述の福祉関係部局やその他の部局が主体となっているケースに比べ、必然的に平時

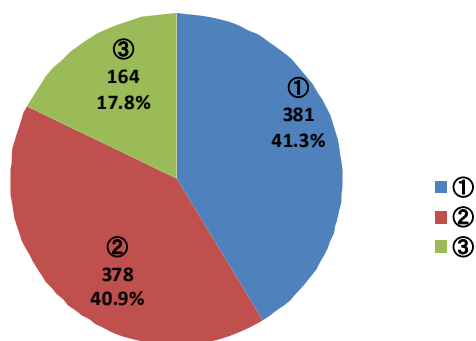
から情報共有を実施する割合が高くなるものと思われる。

なお、36 団体（18.2 %）は発災時の情報提供を行うこととしており、災害時の情報利用という点では 167 団体（84.4 %）が情報の共有を実施することとなっている。

問 4－2 福祉関係部局で把握・作成している場合

設問 4 で③又は④と回答した地方公共団体に伺います。災害時要援護者名簿、リスト等について、行政内部で防災関係部局やその他の部局と情報を共有していますか。

- ① 共有している
- ② 災害発生時（直前も含む）に情報を提供
- ③ 福祉関係部局のみで把握・作成したまま、共有はしない



○福祉関係部局が主体となって災害時要援護者名簿、リスト等を把握・作成している 923 団体のうち、防災関係部局やその他の部局と情報を共有している団体は 381 団体（41.3 %）あり、防災関係部局が主体となっているケースに比べると平時から情報を共有している割合が低い。

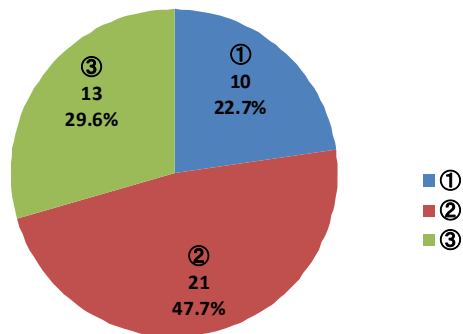
一方、発災時に情報提供を行うこととしている団体は 378 団体（40.9 %）あり、災害時の情報利用という点では、759 団体（82.2 %）が情報の共有を実施することと

なっており、防災関係部局が主体となっているケースに遜色ない割合となっている。

問 4－3 その他の部局で把握・作成している場合

設問 4 で⑤又は⑥と回答した地方公共団体に伺います。災害時要援護者名簿、リスト等について、行政内部で防災関係部局や福祉関係部局と情報を共有していますか。

- ① 共有している
- ② 災害発生時（直前も含む）に情報を提供
- ③ その他の部局のみで把握・作成したまま、共有はしない

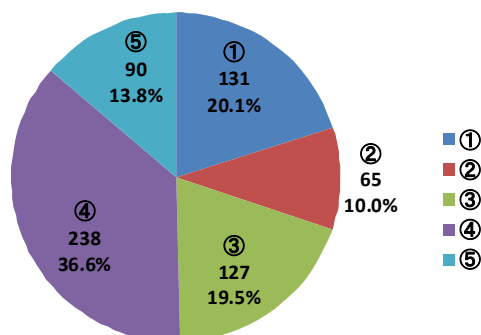


○その他の部局が主体となって災害時要援護者名簿、リスト等を把握・作成している 44 団体のうち、防災関係部局や福祉関係部局と情報を共有している団体は 10 団体（22.7 %）、発災時に情報提供を行うこととしている団体は 21 団体（47.7 %）あり、計 31 団体（70.4 %）となることから、やはり災害時の情報利用という点では、多くの団体が情報の共有を実施することとなっている。

問 4－4 未作成の場合

設問 4 で⑦と回答した地方公共団体に伺います。災害時要援護者名簿、リスト等について、今後、作成する予定がありますか。

- ① 平成20年度に作成予定
- ② 平成21年度までに作成予定
- ③ 現在作成について検討中
- ④ 今後作成について検討予定
- ⑤ 未定

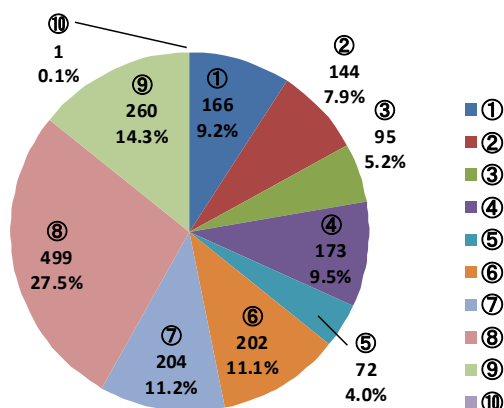


○問 4 において、「⑦いずれの部局も作成していない」としている 651 団体のうち、「①平成 20 年度に作成予定」、「②平成 21 年度までに作成予定」又は「③現在作成について検討中」とし、近い将来の策定が期待される団体が計 323 団体（49.6 %）ある一方、「④今後作成について検討予定」又は「⑤未定」としている団体も計 328 団体（50.4 %）あり、これらの団体における積極的な取組の推進が望まれる。

問5 情報の収集・共有の方法について（行政外の関係機関等も含めた情報の収集・共有）

災害時要援護者の情報の収集や行政外の関係機関等を含めた情報の共有の方法として、どのような方式で行っていますか（又は、行う予定ですか）。

- ① 関係機関共有方式のみ
- ② 同意方式のみ
- ③ 手上げ方式のみ
- ④ 関係機関共有方式＋同意方式
- ⑤ 関係機関共有方式＋手上げ方式
- ⑥ 同意方式＋手上げ方式
- ⑦ 関係機関共有方式＋同意方式＋手上げ方式
- ⑧ 検討中
- ⑨ 未定
- ⑩ その他



○情報の収集・共有の方法については、関係機関共有方式、同意方式又は手上げ方式の組み合わせにより7通りの方法がある。

最も多くの市町村が採用している方法は、3つの方式を併用する方法であり（204団体）、2番目が同意方式と手上げ方式を併用する方法（202団体）、3番目が関係機関共有方式と同意方式を併用する方法（173団体）であった。

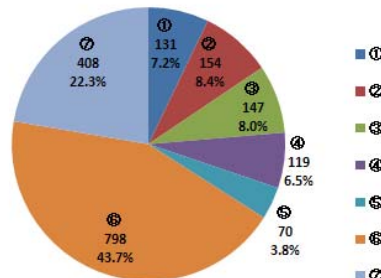
いずれも3つの方式のいずれかを併用する方法であり、市町村の傾向としては、3つの方式のいずれかを単独で用いるというよりは、適宜組み合わせて情報の収集・共有が行われていると言える。

なお、「⑧検討中」又は「⑨未定」としている団体が計 759 団体（41.8 %）と、昨年度調査の 1,206 団体（66.0 %）から大幅に減少していることから、災害時要援護者名簿、リスト等を把握・作成するための方法論については進展が見られていると言えるが、依然として約4割の団体が未決定の状況であり、これらの団体における積極的な取組の推進が望まれる。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問6 平常時からの要援護者情報の収集・共有の方法として、どのような方式で行うか決めているか。

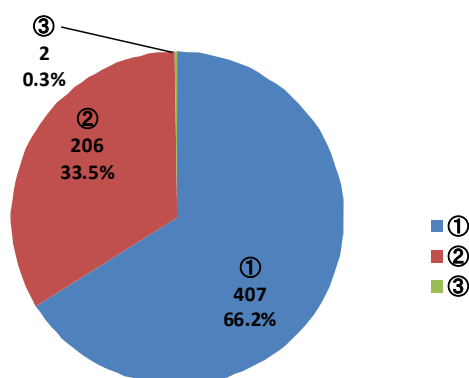
- ① 関係機関共有方式のみ
- ② 関係機関共有方式と同意方式の組み合わせ
- ③ 同意方式のみ
- ④ 手上げ方式のみ
- ⑤ その他
- ⑥ 今後どのような方式で行うか現在検討中
- ⑦ 決めていない



問 5－1 関係機関共有方式における保有個人情報の取扱

設問5で①、④、⑤又は⑦と回答した地方公共団体に伺います。関係機関共有方式を活用するために、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする取扱として、どのような手法をとられていますか（又は、どのような手法をとる予定ですか）。

- ① 個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用
- ② 保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会へ諮問し、了承を経て情報共有
- ③ その他

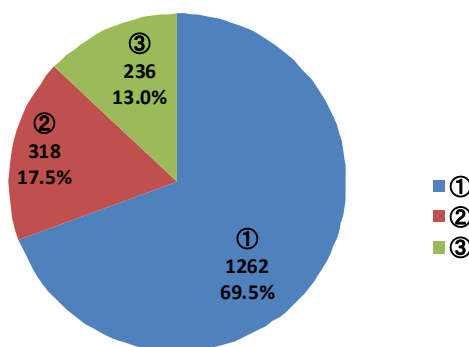


○関係機関共有方式を採用している 615 団体のうち、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とするために、「①個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用」するとしている団体が 407 団体（66.2 %）、「②保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会へ諮問し、了承を経て情報共有」するとしている団体が 206 団体（33.5 %）となっている。

問 6 地域防災計画について

地域防災計画に災害時要援護者の避難支援について定めていますか。

- ① 定めている
- ② 定めるため、改正作業中（又は検討中）
- ③ 定めていない



○地域防災計画への策定については、昨年度調査では 1,346 団体（73.7 %）が記述有りとしている（合併等による暫定運用分も含む。）。

本調査では、地域防災計画に策定済みの団体が 1,262 団体（69.5 %）、改正作業中又は検討中の団体が 318 団体（17.5 %）あり、昨年度調査と単純には比較できないが、計 1,580 団体（87.0 %）が策定し、又は少なくとも策定に向けた作業には着手していると言える。

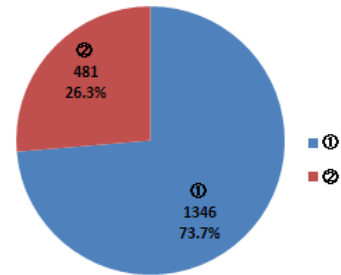
しかし、依然として 1 割を超える団体（236 団体・13.0 %）が地域防災計画への策定について未着手であり、これらの団体における積極的な取組の推進が望まれる。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問7 地域防災計画に災害時要援護者の避難支援について定められているか。

- ①地域防災計画に記述有り
- ②地域防災計画に記述無し

※合併した市町村については、新規地域防災計画が策定若しくは旧地域防災計画が修正されるまでの間、旧市町村の地域防災計画を暫定運用している場合を含む。

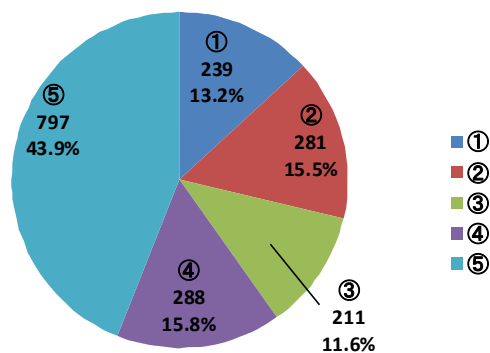


問7 避難支援プランの策定について

(1) 全体計画について（策定の有無）

全体計画（全体的な避難支援プラン（大綱的なもの））は定めていますか。

- ① 平成19年度までに策定済み
- ② 平成20年度に策定予定
- ③ 平成21年度までに策定予定
- ④ 現在策定について検討中
- ⑤ 今後策定について検討予定



○昨年度調査では、平成18年度末までに策定済みの団体は204団体（11.2%）であったが、本調査では、平成19年度末までに策定済みの団体数は239団体（13.2%）と、35団体増に留まっている。

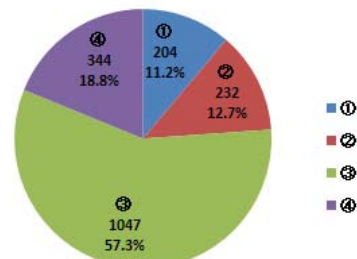
「②平成20年度に策定予定」、「③平成21年度までに策定予定」又は「④現在策定について検討中」としている団体を合わせると1,019団体（56.1%）となり、半数を超えるが、一方で「⑤今後策定について検討予定」としている団体が797団体（43.9%）もあり、これらの団体による積極的な取組の推進が望まれる。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問8 避難支援プランは策定しているか。

(1) 全体計画について

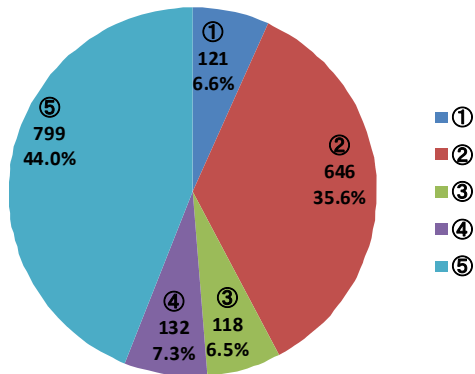
- ①全体的な避難支援プラン（大綱的なもの）は策定している
- ②年度内に作成予定
- ③今後2年以内に作成を検討
- ④作成する予定なし



(2) 全体計画について（策定の方法）

全体計画を策定する際に、自治会や自主防災組織など、実際に支援に携わる方の意見を聞いていますか（又は意見を聞く予定ですか）。

- ① 意見を聞いた上で全体計画を策定している
- ② 意見を聞いた上で全体計画を策定する予定
- ③ 特に意見は聞かず、行政内部の判断で策定している
- ④ 特に意見は聞かず、行政内部の判断で策定する予定
- ⑤ 未定

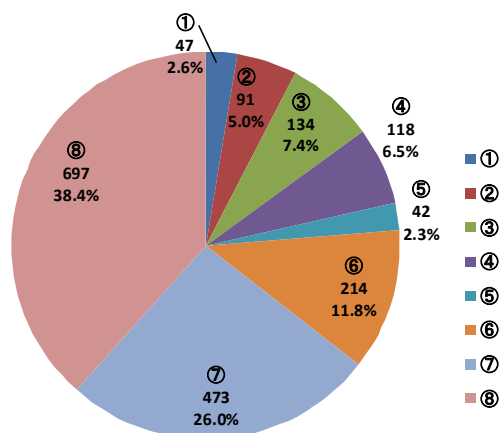


○全体計画の策定方法については、「⑤未定」の団体が 799 団体（44.0 %）と 4 割を超えている状況ではあるが、方法が決定済みの 1,017 団体のうち、自治会等に意見を聞きながら策定を進めるとしている団体が 767 団体と大半を占めており、全体計画策定の段階から、将来、実際に支援に携わる者の意見を聞きながら施策を進めようとする傾向が伺える。

(3) 個別計画について

個別計画（災害時要援護者一人ひとりの個別計画）は定めていますか。

- ① 平成19年度までに管内全域で策定済み
- ② 平成19年度までに管内一部（モデル地区、作成中等）で策定済み
- ③ 平成20年度に策定予定
- ④ 平成21年度までに策定予定
- ⑤ 平成22年度以降に策定予定
- ⑥ 現在策定について検討中
- ⑦ 今後策定について検討予定
- ⑧ 未定



○昨年度調査では平成 18 年度末までに管内全域又は管内一部で策定済みの団体は計 72 団体（3.9 %）であったが、本調査では平成 19 年度末までに管内全域又は管内一部で策定済みの団体が計 138 団体（7.6 %）となっており、ほぼ倍増している。

また、「③平成 20 年度に策定予定」、「④平成 21 年度までに策定予定」、「⑤平成 22 年度以降に策定予定」又は「⑥現在策定について検討中」としている団体を合わせれば計 646 団体（35.6 %）となり、少なくとも 1/3 強の団体において個別計画の策定に着手していると言える。

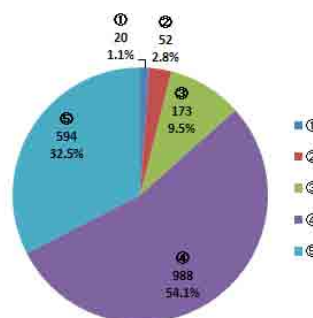
その一方で、「⑦今後策定について検討予定」又は「⑧未定」としている団体が計 1,170 団体（64.4 %）と 6 割以上を占めており、これらの団体による積極的な取組の推進が望まれる。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問8 避難支援プランは策定しているか。

(2) 個別計画について

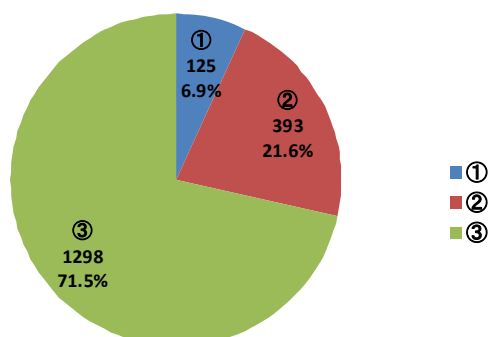
- ①管内全域で災害時要援護者一人ひとりの個別計画が整備されている（避難支援者が充足されており、個別任務も付与されている）。
- ②管内一部（モデル地区等）で災害時要援護者一人ひとりの個別計画が整備されている（避難支援者が充足されており、個別任務も付与されている）。
- ③年度内に作成予定
- ④今後2年以内に作成を検討
- ⑤作成する予定なし



問8 情報伝達と訓練について

災害時要援護者名簿、リスト等や個別計画を活用し、災害時要援護者の情報伝達体制を整備し、災害情報伝達訓練を行っていますか。

- ① 情報伝達体制を整備するとともに、情報伝達訓練を行っている
- ② 情報伝達体制は整備しているが、情報伝達訓練は行っていない
- ③ 情報伝達体制は整備していないし、情報伝達訓練も行っていない



○昨年度調査では、体制を整備し、訓練を行っている団体は65団体（3.6%）であったが、本調査では、125団体（6.9%）となっており、ほぼ倍増している。

また、体制整備のみに留まっている団体も合わせれば、少なくとも体制は整備している団体が計518団体（28.5%）となり、昨年度調査の計428団体（23.5%）に比べ増加してはいるものの、依然として体制整備も訓練も行っていない団体が7割以上あり、これらの団体による積極的な取組の推進が望まれる。

【昨年度調査の数字（参考）】～平成19年3月31日現在～

問5 災害時要援護者の情報（災害時要援護者リスト等）を活用し、災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しているか。

- ①情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備している
- ②情報伝達訓練を行っていないが、情報伝達体制は整備している
- ③情報伝達体制は整備されていない

